質　疑　回　答　書

令和８年１０月２９日

次の業務に係る質問があったので回答します。

公告番号	徳島市公告第２１２号
業務名	徳島市学校給食調理業務

質疑事項	回答事項
実施要領　第 10　2 ヒアリング等の実施について ヒアリング時にプロジェクターとスクリーンの使用は可能でしょうか。 また、使用可能である場合、プロジェクターやスクリーンについては提案事業者の持ち込みとなりますでしょうか。	会場に設置しているモニターにパソコンを接続し使用いただくことは可能です。 使用される場合には HDMI ケーブルを持参してください。 また、プロジェクターやスクリーンについては、会場スペース等の都合により使用が困難であることから、使用不可とさせていただきます。
実施要領　第 10　2 ヒアリング等の実施⑴実施方法イについて 企画提案の追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とするとあるが、提出した企画提案書に記載してある、ハンドブック等の実物を用いて、説明することは可能でしょうか。 また、後ろの人にも見やすくするための資料として、投影している資料と同等の内容のものを手元資料として配付することは可能でしょうか。	企画提案書に記載してある、ハンドブック等の実物を用いて、説明することは可能です。 また、投影している資料と同等の内容のものを手元資料として配布することは可能です。
質問年月日　　令和８年１０月２８日	